

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. 大量保有報告書等の添付書類

大量保有報告書・変更報告書の添付書類として、提出者のために取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者の名称等を記載した書面を定める（第2条第2項・第8条第2項）。

2. 投資証券等に係る規定の整備

株券等保有割合の計算における株券等の数の算定について、株券等が投資証券等であるときは、投資口の数とすることを定める（第5条）。